

2010年6月6日

渡良瀬遊水池のラムサール条約登録を巡る状況について

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

事務局長 浅野 正 富

1 渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会について

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会(以下当会という)は2006年春に発足して、日本最大の遊水池で本州以南最大のヨシ原を擁し、猛禽類をはじめ生物多様性の宝庫である渡良瀬遊水池が2008年10月に韓国チャンウォンで開催されたラムサール条約第10回締結国会議(ラムサールCOP10)において条約登録されることを目指す署名活動を開始しました。2007年7月までに15,476名の署名を集め、渡良瀬遊水池が所在する自治体の2市4町(当時)のうち栃木県藤岡町長に署名簿を提出し、他の2市3町の市長、町長さらに栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県の名知事、国土交通大臣、環境大臣に署名簿提出の報告をして、条約登録促進の要請を行いました。

また、その間にも2007年5月には小山市生涯学習センターで「渡良瀬遊水池展」を開催し、署名活動終了後の2008年5月には小山市立文化センターで日本野鳥の会会長柳生博さんを迎えてのシンポジウム「みんなで考えよう渡良瀬遊水池の賢明な利用」を開催しました。同年10月のラムサールCOP10ではWWFジャパンとラムサール条約湿地を増やす市民の会が主催したサイドイベントで当会を代表して日本野鳥の会栃木県支部の河地辰彦さんが渡良瀬遊水池紹介の報告を行いました。

残念ながら、2008年のラムサールCOP10では渡良瀬遊水池のラムサール条約登録は実現しませんでした。2007年11月に策定された第3次生物多様性国家戦略では2012年に開催されるラムサールCOP11までに10か所の新規登録が目標とされ、COP10で4か所登録されましたので、今後少なくとも最低6か所が新規登録されます。日本を代表する湿地の一つである渡良瀬遊水池もこの6か所の一つに加わってラムサールCOP11で登録される可能性は十分にあります。

このような中で、当会としては、渡良瀬遊水池のCOP11での条約登録に向けて関係自治体への働き掛けを強めるとともに、地元の市民が気楽に渡良瀬遊水池に親しめるよう、観察会やヨシ刈り体験等を企画する「わたらせファンクラブ」を立ち上げる必要があるとの認識に立ち、当初渡良瀬遊水池の保全活動に取り組んでいた各団体が協力して署名活動を行おうということで発足したことから会則もないままの活動をしてきたのを改め、会則を定める組織として2009年6月27日に設立総会を開催し、再スタートを切りました。

現在、当会は、日本野鳥の会栃木県支部、同群馬支部、渡良瀬遊水池を守る利根川流

域住民協議会、わたらせ未来基金、小山の環境を考える市民の会、藤岡町自然を守る会、渡良瀬の環境を考える会の団体会員と個人会員で構成され、当会が運営している「わたらせファンクラブ」には遊水池の周辺自治体の多くの市民が会員登録されています。

2 ラムサール条約とは

ラムサール条約とは、1971年2月イランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」で採択された条約で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。

この50年余の間に世界では先進国を中心に約70パーセントもの湿地が失われており、当初の水鳥の生息地保護の条約から湿地全般の保護、水問題にまで関わる条約に変化しています。条約は枠組みを定めたわずか12条、3年ごとに開催される締約国会議で採択される決議（以前は勧告もあった）が実質的に条約の内容となっています。日本は1980年に加入し、1993年釧路で第5回締約国会議が開催されました。

ラムサール条約で定義されている湿地とは、「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。」（ラムサール条約第1条）ものとされ、人工的に作られた遊水池も当然に条約の対象とされている湿地に含まれます。

そして、条約は、湿地が提供している機能や価値として、次のようなものを前提としています。

- 洪水の調節
- 水質の維持及び汚染の浄化
- 地表水及び地下水の流量の維持
- 漁業・牧畜業・農業に対する基盤の提供
- 野外でのレクリエーション及び教育の場の提供
- 野生生物、特に水鳥に対する生息地の提供
- 気候の安定化

条約に加盟した締約国は、「国際的に重要な湿地の条約登録と湿地の賢明な利用」の義務を負います。具体的には、締約国は最低1か所国際的に重要な湿地を条約登録しなければならず、また、締約国は、条約湿地（登録された重要湿地）の保全を推進し、その領域内の湿地を賢明に利用する義務を負うのです。

「賢明な利用」とは、地球環境の危機を救うために必要とされる持続可能な開発（Sustainable Development, サステイナブル・ディベロップメント）の湿地版として考えることができるものです。つまり、現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念を湿地に適用するもので、湿地を持続可能なように利用していくことが賢明な利用にほかなりません。渡良瀬遊水池についていえば、遊水池としての治水機能と多様な生物の生息地としての自然生態系の保全の両立が求められます。

3 条約湿地とは

条約湿地とは、条約に登録される国際的に重要な湿地のことで、次の基準を満たさなければなりません。

基準1 適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。

基準2 危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅の虞のある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準3 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準4 生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準5 定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす

基準6 水鳥の一の種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準7 固有な魚種の亜種、種、または科、生活史の1段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準8 魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の生育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準9 鳥類以外で湿地に依存する動物の種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

以上 9 つの基準のいずれかを満たせば、条約に登録することができ、現在、159か国の締約国に合計 1888 か所、185,272,001 ヘクタールの条約湿地が登録されています。

条約湿地の登録数と登録面積、総登録面積に対する割合の比較

世界	1,888 Ramsar sites,	185,272,001 hectares	100.000%
日本	37 Ramsar sites,	130,027 hectares	0.070%
韓国	12 Ramsar sites,	8,218 hectares	0.004%
イギリス	168 Ramsar sites,	1,274,323 hectares	0.687%
フランス	36 Ramsar sites,	3,314,275 hectares	1.788%
ドイツ	34 Ramsar sites,	868,226 hectares	0.468%
オランダ	49 Ramsar sites,	818,908 hectares	0.442%
スウェーデン	51 Ramsar sites,	514,675 hectares	0.277%
デンマーク	38 Ramsar sites,	2,078,823 hectares	1.122%
スペイン	63 Ramsar sites,	281,768 hectares	0.152%

(2010年3月26日現在、ラムサール条約事務局のHPから)

国土面積と国土面積に占める登録面積の割合の比較

日本	37,783,500 hectares	0.34%
韓国	9,848,000 hectares	0.08%
イギリス	24,482,000 hectares	5.20%
フランス	54,703,000 hectares	6.05%
ドイツ	35,702,100 hectares	2.43%
オランダ	4,152,600 hectares	19.72%
スウェーデン	44,996,400 hectares	1.14%
デンマーク	4,309,400 hectares	48.23%
スペイン	50,478,200 hectares	0.55%

4 日本の条約湿地の登録状況

日本は1980年に条約に加盟すると同時に釧路湿原をラムサール条約湿地に登録し

て以来、2002年のCOP8までの22年間で13か所のラムサール条約湿地を登録してきました。ところが、2005年のCOP9には一挙に20か所も追加登録し、条約湿地は合計で33か所になりました。このように2005年に一挙に20か所も追加登録されたのは、1999年のCOP7において決議VII.11が採択され、その附属書である「ラムサール条約の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(以下単に「ガイドライン」という)がCOP7当時1000か所近くに達していたラムサール条約湿地リストに関する短期目標を「条約湿地を拡充する際には、条約が採択した長期的ビジョン、戦略目標、及び条約湿地に関する目標を考慮すべきことを認識した上で、2005年に開催される第9回ラムサール条約締約国会議までに、少なくとも2000か所の湿地を『国際的に重要な湿地のリスト』に掲げるよう確保すること。」と定めたからです。それを受けて、わが国もCOP7当時の条約湿地11か所を倍増することを国内目標として取り組み、その結果、COP8で2か所、COP9で20か所が追加登録されました。ちなみに、「長期的ビジョン」とは、「生態学的及び水文学的機能を介して地球規模での生物多様性の保全と人間生活の維持に重要な湿地に関して、国際的ネットワークを構築し、かつそれを維持すること」とされています。

COP9では、決議IX.1が採択されており、その附属書B「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドラインの改正」(2008年11月には、決議VII.11で採択された附属書(1999年)に、それぞれの決議に従って適切な位置に、決議VII.13(1999年), VIII.11とVIII.33の附属書(2002年), 決議IX.1附属書AとB(2005年)および決議X.20(2008年)の内容が統合された第3版とされている)では、ラムサール条約湿地リストに関する短期目標を「条約湿地リストに、2010年までに少なくとも2500か所、のべ2億5千万ヘクタールの湿地が登録されるようにすること。」に変更しました。当時の条約湿地は約1600か所ですから、「ガイドライン」の改正によって、2010年までに条約湿地の約60パーセント増を目指すこととなります。これをCOP9でラムサール条約湿地が33か所となったわが国に当てはめれば、20か所を増やさなければなりません。わが国の場合、慣例として締約国会議開催にあわせて追加登録をしてきましたから、従来の開催周期からすれば2010年の翌年の2011年に開催される予定だったCOP11(結果的に2008年のCOP10でCOP11の開催は2012年に決まりました)までには20か所を増やす目標を設定しなければならないこととなります。第3次生物多様性国家戦略策定に際して、日本のNGOはCOP11までに20か所を追加登録する数値目標を掲げるべきと主張しました。

残念ながら第3次生物多様性国家戦略が掲げたラムサール条約湿地に関する数値

目標はNGOの主張の20か所には届かず10か所の追加登録でしたが、このわが国政府が第3次生物多様性国家戦略で掲げた数値目標は「ガイドライン」に則ったものであり、わが国政府からCOP10に提出された国別報告書の中で、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み」を用いて、10か所の追加登録の数値目標を掲げたと記載されています。

5 2012年ラムサールCOP11で渡良瀬遊水池が登録されるための条件

前述したとおり、COP10で4か所登録されましたので、2012年の開催が決まったCOP11では少なくとも日本は6か所の新規登録を目指しています。

2005年のCOP9での条約湿地倍増を目指した際に環境省は54か所の候補地を選定してその中から20か所を追加登録し、COP10で新たに登録された4か所のうち2か所もCOP9の前に選定された54か所の候補地の中から登録されています。したがって、候補地リストにはまだ未登録の湿地が32か所残っていますが、環境省は本年1月にラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、本年秋までに新たな条約湿地候補地を追加選定する作業を進めております。

渡良瀬遊水池は、COP9の前に選定された54か所のリストの中には入っていませんでした。それは、環境省が条約登録の要件として、当時、次の3要件を掲げ、候補地選定に際しても、少なくとも①②の要件を見なければ、候補地に選定できないとの方針をとっていたからです。

- ①2001年に選定された重要湿地500の中から国際的な基準(クライテリア)を充たしている
- ②予定を含む国指定鳥獣保護区特別保護地区等(他には国立公園・国定公園、自然環境保全地域、生息地等保護区)として保全が担保されている
- ③地元自治体から賛意を得られたもの

遊水池は、重要湿地500にも入っていてクライテリアも充たしていたはずでしたが、鳥獣保護区の指定の予定もないということで候補地に選定されず、クライテリアに関しても判断されなかったのです。

今回の、検討会は①の要件を充たしていれば候補地に選定する方針(重要湿地500に入っていなくてもクライテリアを充たしていれば足りることになりました)を取っており、①については、ラムサール・ネットワーク日本が環境省に提出したラムサール条約湿地候補地推薦リストをご覧いただければ分かります。渡良瀬遊水池は登録基準1, 2, 3, 4を充たしていることから、渡良瀬遊水池が新たな候補地に選定されるのはほ

ば確実な状況です。

遊水池が候補地に選定されれば、候補地の一つとして実際に2012年のCOP11で登録される湿地に残れるか絞り込まれていきますが、相変わらず②③の要件は残っています。

この②の要件について、渡良瀬遊水池を河川区域として管理している国交省は、利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水池湿地保全・再生検討委員会が今春渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画を策定したことを受け、環境省との間で、河川法やそれに基づく河川整備計画、さらにこの渡良瀬遊水池湿地保全・再生基本計画を条約湿地の保全の法的担保として登録を可能とすることができないかと調整作業を開始しており、渡良瀬遊水池登録のための環境は着々と整いつつあります。後は③の地元の賛意の要件だけが問題となり、地元からの登録への要望を中央にどれだけ強く示せるかによって、登録候補地からさらに登録への絞りこみに遊水池が残れるか否かが決まってくるといっても過言ではありません。

6 地元自治体の連携が帰趨を決する

2012年の前半にラムサールCOP11の開催が予定されていますので、2011年の秋にはラムサールCOP11に日本が新規登録する湿地が内定されることが予想されます。ということは、今秋渡良瀬遊水池が候補地に選定された場合に、この年末から来春にかけて、地元から強力に条約登録への賛意が示されないことには、COP11での登録はおぼつかないこととなります。

小山市が2008年5月から治水との両立を条件に遊水池の条約登録推進の立場を明らかにしていますが、まだ市議会で登録推進決議が採択されたわけでもなく、小山市として具体的に登録に向けた動きがあるわけではありません。

今春、藤岡町が栃木市と合併し、藤岡町に代わって栃木市が地元の4市2町(栃木市、小山市、古河市、加須市、野木町、板倉町)の一角を担うことになりましたが、渡良瀬遊水池の中でも約80パーセントという一番大きな面積を占め、14万人を超える人口を擁しています。ですから、今後、栃木市と小山市をはじめとする周辺自治体が遊水池の条約登録に向け十分に連携していけるかどうかによって、ラムサールCOP11で遊水池が条約登録できるかどうかの帰趨が決せられることになるでしょう。

宮城県の伊豆沼、蕪栗沼、化女沼の近接した3か所の条約湿地では、条約湿地に渡来するガンやヒシクイにとって採餌や休息の場になる周辺の冬期湛水水田を「ふゆみずたんぼ」と呼んで、そこで収穫する米をブランド米にして、条約湿地と農業を組み合わせ地域おこしを図っています。また、コウノトリの放鳥に成功して全国から注目さ

れ、コウノトリ米などでも有名な豊岡市ではコウノトリの生息環境一帯をCOP11でラムサール登録することを目指しています。いまや各地でラムサール条約湿地が地域おこしの重要な資源であると認識されており、渡良瀬遊水池もラムサール登録されれば遊水池周辺の4市2町の地域おこしにとって貴重な資源になることは間違いありません。内陸湿地としては東京に最も近い条約湿地となりますから、首都圏の中の生物多様性に富む自然として大きな注目を集めることは必定です。

今まで治水優先でラムサールに関しては全く動きを見せなかった国交省が遊水池のラムサール登録に前向きになっているこの時期は、遊水池のラムサール条約登録にとって千載一遇のチャンスです。このチャンスを逃してしまうと、遊水池という貴重な地域の宝を、世界の宝としてアピールしていく上で大きな失点となり、地域おこしに大きな禍根を残すことは明らかです。

超党派の国会議員で組織している「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」も2006年5月渡良瀬遊水池を視察しており、以来、地元の状況に常に関心を持っていました。特に、今回国交省が条約登録に積極姿勢をとり始め、同会の本年度の総会で国交省が遊水池を取り上げて状況報告しておりますので、同会では、遊水池の地元自治体が中央の動きにどこまで同調できるか、地元の声として条約登録推進を強力にアピールできるか、大いに注目しています。

以上のとおり、遊水池の条約登録を巡る状況は正念場に差し掛かっています。このことを十分ご理解いただき、周辺自治体の関係者の皆様に、渡良瀬遊水池の条約登録に向け最大限のご尽力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ラムサール条約湿地候補地検討委員会名簿

分野	氏名	所属・役職	出欠
鳥類	呉地 正行	日本雁を保護する会 会長	
自然保護	小林 聡史	釧路公立大学経済学部 教授	欠席
湿地全般・ワイズユース	新庄 久志	釧路国際ウェットランドセンター 主任技術委員	
底生生物	鈴木 孝男	東北大学大学院生命科学研究所 助教	
湿地植生	辻井 達一	財団法人 北海道環境財団 理事長	
マングローブ	中須賀 常雄	元琉球大学農学部 教授	
昆虫	林 正美	埼玉大学教育学部 教授	
魚類	細谷 和海	近畿大学農学部 教授	
両生は虫類	松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究所 教授	

環境省	西山 理行	自然環境局野生生物課 課長補佐	
環境省	山崎 進	自然環境局野生生物課 課長補佐	
環境省	中山 直樹	自然環境局野生生物課 登録調査係長	
環境省	西野 雄一	自然環境局野生生物課 計画係長	
環境省	浅津 智一	自然環境局野生生物課 計画係	
事務局	佐々木 美貴	日本国際湿地保全連合 事務局長	
事務局	中川 雅博	日本国際湿地保全連合 研究員	
事務局	小畑 知未	日本国際湿地保全連合	
事務局	横井 謙一	日本国際湿地保全連合	

資料①
検討会関係

平成 21 年度ラムサール条約湿地候補地検討会議事次第 (第 1 回)

日時：平成 22 年 2 月 2 日(火) 14:00～16:00

場所：中央区 NPO・ボランティア団体交流サロンの会議室
(東京都中央区日本橋小伝馬町 5-1 十思スクエア 2 階)

1. 開会

2. 開催要領の確認

3. 議長選出

4. 議事

(1) ラムサール条約湿地登録候補地の選定の進め方について

(2) 基準 1～8 の選定方法見直し案について

(3) その他

(資料一覧)

資料 1：開催要領

資料 2：COP11 に向けたラムサール条約湿地候補地の追加について

資料 3：基準 9 及び水田決議について

資料 4：基準 1～8 の選定方法見直し案

(参考資料一覧)

参考資料 1：我が国におけるラムサール条約湿地の要件と国際的に重要な湿地を指定するた
めの 9 つの基準

参考資料 2：前回のラムサール条約湿地登録候補地

参考資料 3：ラムサール条約湿地位置図

参考資料 4：我が国のラムサール条約湿地

参考資料 5：平成 16 年度第 1 回検討会資料

参考資料 6：決議 X.31 「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」(水田決議)

ラムサール条約湿地候補地検討会開催要領(案)

1. 目的

ラムサール条約においては、締約国はその領域内にある重要な湿地について条約湿地として登録し、保全を図ることが求められている。我が国は1980年に同条約に加盟し、現在、37箇所を条約湿地として登録している。

湿地の登録については、平成19年に閣議決定された「第3次生物多様性国家戦略」において、「第11回締約国会議(2012(平成14)年開催予定)までに国内の条約湿地を新たに10か所増やすこと」を目標として掲げている。

これを受けて、国内において新たにラムサール条約湿地として登録するにふさわしい候補地を科学的見地から検討する必要があることから、ラムサール条約湿地候補地検討会(以下「検討会」という。)を開催するものである。

2. 構成

検討会では、ラムサール条約湿地の具体的な意見が求められるため、国内における湿地に関する分野の専門家等で構成する。

3. 検討事項

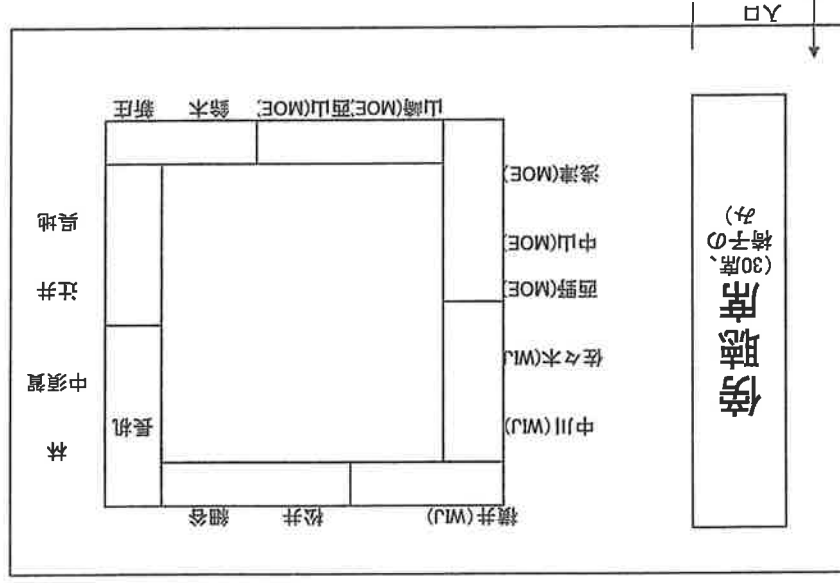
- (1) ラムサール条約湿地登録候補地の選定について
- (2) その他

4. 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。

5. 事務局

環境省の業務を請け負う団体が事務局を行う。



COP 11 に向けたラムサール条約湿地候補地の追加について

1. 経緯
 - ・平成 17 年に COP9 に向けて登録候補地 54 箇所を選定。
 - ・COP9 (平成 17 年) において国際基準 9 (鳥類以外の湿地) に依存する種の個体群の 1% 以上が生息する湿地) が追加された。
 - ・COP10 (平成 20 年) において「水田決議」が採択された。
 - ・現在の登録湿地数は 37 箇所 (候補地 54 箇所から 22 箇所を登録)
2. 見直しの方針

各地の湿地に係る最新の情報をもとに、登録候補地リストの更新を行うとともに、新たな評価軸 (基準 9、水田決議) による候補地の追加を行う。
3. 見直しの進め方 (平成 21 年度～22 年度)

有識者による検討会を設置し、候補地リストの更新等を行う。

 - (1) 候補地リストの更新 (基準 1～8)

最新の情報をもとに、前回候補地選定時に用いた選定手順に基づき、新たに候補地の条件を満たすことが明らかになった湿地を追加する。
また、必要に応じて選定手順の見直しを検討する。
 - (2) 新たな評価軸に基づく候補地の追加

COP9 で追加された国際基準 9 (鳥類以外の湿地) に依存する種の個体群の 1% 以上が生息する湿地) について、新たに選定手順を検討するとともに国際基準 9 に該当する候補地の選出を行う。
また、COP10 で採択された「水田決議」を踏まえ、いずれかの国際基準を満たす水田を含む区域について候補地への追加を検討する。

4. スケジュール

H21 年度

第 1 回検討会 (2 月 2 日)

基本的考え方の検討、基準 1～8 に関する選定手順の検討

第 2 回検討会 (3 月 4 日)

新たな評価軸に関する選定基準の検討

H22 年度

第 3 回検討会 (6 月)

新たな候補地の検討

第 4 回検討会 (8 月)

新たな候補地の確認、今後の課題についての検討

新たな候補地の公表 (9 月)

ラムサール条約湿地の登録基準 9 について

1. 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の 1% を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

2. 基準追加までの経緯

平成 15 年：ラムサール条約第 11 回 STRP 会合において、生物多様性条約との基準の調和が求められていることが照会される。

平成 16 年：生物多様性条約第 7 回締約国会議における「内陸水生生態系の生物多様性」の決定の中で、生物多様性の構成要素をより広範に包含するために、両生類等の湿地に依存する種や量の基準をガイドラインに追加することが招請される。

平成 17 年：ラムサール条約第 12 回 STRP 会合において、メガファウナ（巨型動物類）を対象とした基準 9 が初めて提案され、個体群の 1% 基準等について議論される。

6 月：ラムサール条約第 31 回常設委員会において、基準 9 が提案される。

11 月：ラムサール条約第 9 回締約国会議において、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充させるための戦略的枠組み及び指針」を改訂し、基準 9 が追加される。

3. 基準 9 の適用に関するガイドライン

(1) 締約国が、この基準に基づいて指定する湿地の候補地を検討する際には、地球規模で絶滅のおそれのある種や亜種の個体群が生息している一連の湿地を選定することによって、最大の保全効果が達成される。上述の段落 [44]：「種の存在に関する展望」、上述の段落 [52]：「補完的な国際的な枠組み」も、参照のこと。データがあれば、累計数を得られるように、渡りの期間中における渡り性動物の個体の入れ換わり数を考慮してもよい（鳥類以外の動物に関連する基準 9 にも適用されうる水鳥に関連する段落 [A11-A14] の手引きを参照のこと）。

(2) 国際比較をするために、可能であれば締約国は、この基準に基づく条約湿地の候補地の評価基準として、IUCN「生物種情報サービス (SIS)」を通じて IUCN の専門家グループが提供し定期的に更新するとともに、「ラムサール技術報告書」シリーズにおいて公表される、最新の国際的な推定個体数及び 1% 基準を用いるものとする。

(3) 国レベルで個体数について信頼しうる推定値がある場合、この基準は、その国の固有種や固有の個体群についても適用できる。そのような基準を適用する場合は、この基準の適用を正当化する説明資料中に、個体数推定値を公表している出典に関する情報を含むものとする。このような情報はまた、「ラムサール技術報告書」シリーズで公表される、個体数推定値と 1% 基準値に関する分類上の情報範囲を拡大するのに貢献するものとなる。

(4) この基準は、特に、哺乳類、爬虫類、両生類、魚類及び水生の大型無脊椎動物を含む、鳥類以外の多様な動物個体群と種とに適用されることが期待されている。しかしながら、この基準を適用するには、信頼できる個体数推定値が提供され、それが公表されている（段落 A21 と A22）種または亜種のみが、基準適用を正当化する資料中に含まれるものとする。そのような情報がなく、締約国は、鳥類以外の重要な動物を有する湿地の指定を、基準 4 に基づいて考慮しなければならぬ。この基準の適用をより適切に行うために締約国は、可能であれば、国際的な個体数推定値の今後の更新及び改訂を支援するために、そのようなデータを IUCN の種の保存委員会とその他の専門家グループに提供することで協力するものとする。

4. 対象種について

どの種が基準 9 に該当する湿地に依存する動物の種に当たるかについては、STRP 内でも検討が続いているところ。平成 22 年 1 月現在、基準 9 を登録基準として用いているのは世界で 14 湿地のみであり、その対象種は水棲アンテロープ、ヌー、アザラシ、イグアナ、ウミガメなど。

ラムサール COP10 における「水田決議」案の採択について

1. 正式名称：「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」

Enhancing biodiversity in rice paddies as wetland systems

2. 採択までの経緯

平成 17 年～：国内の NGO から水田に関する決議案の提案を受ける。

平成 20 年 1 月：ラムサール条約アジア地域会合（タイ・バンコク）にて、日本より日韓共同提案として、決議案の要素を紹介し、参加国の概ねの了承を得る。

平成 20 年 2 月：ラムサール条約第 36 回常設委員会（スイス・グラン）にて、日韓共同提案として本決議案を準備していることに言及。

平成 20 年 3 月～4 月：決議案作成、韓国との協議を経て、決議案提出。

平成 20 年 6 月：第 37 回常設委員会（スイス・グラン）において、参加国及び STRP（科学技術検討委員会）からコメントが出される。

平成 20 年 7 月：常設委員会におけるコメントを考慮し修正したものを、韓国との協議を経て事務局に提出。事務局から締約国に配布される。

平成 21 年 11 月：ラムサール条約第 10 回締約国会議（韓国・昌原）において全会一致で決議案を採択。

3. 決議の内容

前文：

- 水田が湿地システムとして、米の生産のみならず、動植物性の食料や薬草を生産し、地域の生活及び人間の健康を支えていること、そして魚類、両生類、昆虫類等の湿地生態系を支え、水鳥の保全上重要な役割を果たしていることを認識。
- 不適切な農法や水管理、新たな動植物種の導入、土地利用の変化等により、水田に対する危機や周辺環境への影響が存在する、又は存在しうることを懸念。
- 本決議は、国際的に合意された開発目標や関連する国際的な義務と一致しかつ調和する形で行われ、また既存の天然湿地を人工湿地に造成することを正當化するものではないことを確認。

主文：

締約国に対し

- 水田の生物相及び米作社会の文化に関する調査を進めることを奨励。
- ラムサール条約湿地や FAO の「地球的重要農業遺産システムプログラム」への登録を通じて水田に対する認識を高め、持続可能な農法と水管理についての情報交換をすることを呼びかけ。
- 生物多様性や生態系サービスを高め、農家等の健康及び福利の改善、水鳥個体群の保全にも貢献するような農法や水管理を特定し、推進することとを。
- 農法や水管理が河川流域の上下流に及ぼす影響を考慮したものとなるよう、COP10 で採択された「湿地と河川流域管理の指針」を適切に参照することを要請。

科学技術検討委員会に対し

- 水田の役割についてテクニカルレポートを準備し、水田の計画と管理方法に関する既存の指針と情報を他の関連機関（FAO、国際水管理研究所、国際稲研究所等）と連携して点検し、普及し、交換することを要請。

4. 候補地検討との関係

「水田決議」の採択前より、水田はラムサール条約湿地の対象湿地の一つとして含まれている。「水田決議」では、水田が湿地保全上果たす役割を例示した上で、ラムサール条約湿地への登録を通じて水田に対する認識を高めることを呼びかけている。

湿地システムとしての水田の生物多様性の向上

日本及び大韓民国より提出

1. 米は少なくとも114ヶ国で生産され、世界の人口の半数以上の主食として世界のカロリー供給の約20%を占めていることを認識し、
2. 最近の世界的な食料供給とコストへの懸念及び食料増産の必要性を認識し、【COP10 決議案29】「湿地と人間の健康」が、人間の健康、食料安全保障、貧困削減及び持続可能な湿地管理の相互依存性を強調し、締約国に対し「湿地保全、水、保健、食料安全保障、貧困削減の各担当部の協力を強化し新たな連携を模索する」よう要請していることを同じく意識し、
3. 世界のかなりの割合の米作において典型的な農地である水田（灌漑され、冠水した、米が栽培されている土地）が、米作を行っている様々な文化圏において何世紀にもわたり広大な開放水面を提供し、米の生産のほか、他の動植物性の食料や薬草を生産し、湿地システムとして機能しその地域の生活及び人間の健康を支えていることを認識し、
4. 世界の多くの場所では水田が、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類、軟体動物等、重要な湿地生態系を支え、水鳥のフライウェイ及び水鳥の個体群の保全上重要な役割を果たすことを同じく認識し、
5. 水田に関わる水生生物の多様性が農村の人々の栄養、健康及び幸福に重要な貢献をしようことをさらに認識し、
6. いくつかの特定の地域では、灌漑された水田が生物多様性のために周辺の自然/半自然の生息地、特に湿地につながっていることが重要であることも認識し、
7. 「水田」はラムサール条約湿地分類法に人工湿地として含まれるため（「3 灌漑地、灌漑用水路、水田を含む」）、適切な場合には、ラムサール条約湿地に指定又は含めることができること、また、少なくとも世界中で100ヶ所以上のラムサール条約湿地が、重要な生態的役割を持ち、国際的に重要な留鳥や渡り性水鳥の繁殖・非繁殖個体群を含めた生物多様性を支える水田を含んでいることを想起し、
8. ラムサール条約湿地のうち、幾つかの湿地は、先来の手法、文化的価値及び生物多様性上の価値にとつて重要な土地を活動的に保全するプログラムである、国連食糧農業機関（FAO）の「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」に含められ、または含められる可能性があることに留意し、そのような条約湿地は、水田のような湿地システムの賢明な利用の例もなることを認識

し、

9. 不適切な水管理、自然な水の流れの変化、侵略的外来生物を含む新たな動植物種の導入及び有害な農業化学物質の多用に関連する不適切な農法、並びに水田を他の土地利用に変えること等の要因により、水田の持続可能な湿地システムとしての役割に対して、現に存在する、または起こりうる危機、そして周辺の環境に対して、現に存在する、または起こりうる影響を懸念し、
10. 使用していない時期の水田を灌水することにより、渡り性水鳥等の動物に生息地を提供し、雑草や害虫の管理を行うための取組が行われていることに留意し、
11. 湿地から水田への不適切な転換が地域の生物多様性とそれに関連する生態系サービスに負の影響を及ぼす可能性を懸念し、本決議が、既存の天然の湿地を人工湿地に造成すること、又は土地を不適切に人工湿地に造成することを正当化するものではないことを確認し、
12. 本決議の焦点は、本条約、国際的に合意された開発目標及び他の関連する国際的な義務と一致しかつ調和する形で行われる、湿地システムとしての適当な水田の生態学的及び文化的な役割と価値の維持及び増進に特にあてられたものであることを確認し、
13. 決議VIII.34(2002年)がとりわけ、農法が湿地保全の目的と両立することの重要性及び持続可能な農業が幾つかの重要な湿地生態系を支えていることを強調したことを想起し、決議VIII.34への対応として、科学技術検討委員会（STRP）とGAWI（Guidance on Agriculture-Wetlands Interactions）がFAO、ローレンス・ハンセン大学・研究センター、国際水管理研究所（IWMI）、ウェントランドアクション、国際湿地保全連合とのイニシアティブにより、湿地と農業の相互作用に関する指針のための枠組準備を含む作業が行われていることを意識し、
14. 水田稲作に関する情報や成果物は、農業生物多様性指標を含む経済協力開発機構（OECD）の農業と生物多様性に関する作業と出版物を通じ入手可能であること、湿地、水、米作に関する情報は「農業における水管理の包括的アセスメント（CA）」から入手可能であること、国際水管理研究所（IWMI）がSTRPのために用意しているラムサール湿地タイプごとの分布と代表されている度合いに関する分析には、特に人工湿地として水田が含まれていることに留意し、締約国会議は、
15. 締約国に対して、湿地保全の目的を助長し、地下水かん養、気候緩和、洪水・侵食防止、地すべり防止及び生態系保全等の生態系サービスを提供するような、持続可能な水田農法を特定するため、水田の動植物相、及び米作を行う地域社会において発展し、水田の生態学的価値を保持してきた文化に関する更なる調査を促進させることを奨励する。

ラムサール COP10 における「水田決議」案の採択について

1. 正式名称：「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上
Enhancing biodiversity in rice paddies as wetland systems
2. 採択までの経緯
 - 平成 17 年～：国内の NGO から水田に関する決議案の提案を受ける。
 - 平成 20 年 1 月：ラムサール条約アジア地域会合（タイ・バンコク）にて、日本より日韓共同提案として、決議案の要素を紹介し、参加国の概ねの了承を得る。
 - 平成 20 年 2 月：ラムサール条約第 36 回常設委員会（スイス・グラン）にて、日韓共同提案として本決議案を準備していることに言及。
 - 平成 20 年 3 月～4 月：決議案作成、韓国との協議を経て、決議案提出。
 - 平成 20 年 6 月：第 37 回常設委員会（スイス・グラン）において、参加国及び STRP（科学技術検討委員会）からコメントが出される。
 - 平成 20 年 7 月：常設委員会におけるコメントを考慮し修正したものを、韓国との協議を経て事務局に提出。事務局から締約国に配布される。
 - 平成 21 年 11 月：ラムサール条約第 10 回締約国会議（韓国・昌原）において全会一致で決議案を採択。

3. 決議の内容

前文：

- ・ 水田が湿地システムとして、米の生産のみならず、動植物性の食料や薬草を生産し、地域の生活及び人間の健康を支えていること、そして魚類、両生類、昆虫類等の湿地生態系を支え、水鳥の保全上重要な役割を果たしていることを認識。
- ・ 不適切な農法や水管理、新たな動植物種の導入、土地利用の変化等により、水田に対する危機や周辺環境への影響が存在する、又は存在しうることを懸念。
- ・ 本決議は、国際的に合意された開発目標や関連する国際的な義務と一致しかつ調和する形で行われ、また既存の天然湿地を人工湿地に造成することを正当化するものではないことを確認。

主文：

締約国に対し

- ・ 水田の生物相及び米作社会の文化に関する調査を進めることを奨励。
- ・ ラムサール条約湿地や FAO の「地球的重要農業遺産システムプログラム」への登録を通じて水田に対する認識を高め、持続可能な農法と水管理についての情報交換をすることを呼びかけ。
- ・ 生物多様性や生態系サービスを高め、農家等の健康及び福利の改善、水鳥個体群の保全にも貢献するような農法や水管理を特定し、推進することを。
- ・ 農法や水管理が河川流域の上下流に及ぼす影響を考慮したものとなるよう、COP10 で採択された「湿地と河川流域管理の指針」を適切に参照することを要請。

科学技術検討委員会に対し

- ・ 水田の役割についてテクニカルレポートを準備し、水田の計画と管理方法に関する既存の指針と情報を他の関連機関（FAO、国際水管理研究所、国際稲研究所等）と連携して点検し、普及し、交換することを要請。

4. 候補地検討との関係

「水田決議」の採択前より、水田はラムサール条約湿地の対象湿地の一つとして含められている。「水田決議」では、水田が湿地保全上果たす役割を示した上で、ラムサール条約湿地への登録を通じて水田に対する認識を高めることを呼びかけている。